

こんなとき、手続きが必要です。

手続きが必要なとき	提出する書類
・出生や転入で新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
・出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定請求書
・養育している児童と別居し、別居後も引き続き養育するとき（別居している児童が転居した場合を含む）	申立書(別居監護)
・離婚協議中で認定になった方 ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所が 実際の居住地と異なる 方 ・支給要件児童の 住民票がない 方 ・法人である未成年後見人 ・施設・里親の受給者 等	現況届 〔左記の方には 毎年6月に 送付します〕
・公務員になったとき ・受給者が他の市区町村に転出したとき ⇒改めて 公務員就職先または転居先での請求 が必要です。	受給事由消滅届 (転出届は消滅届を兼ねます)
・児童を養育しなくなったとき ・児童福祉施設入所等（里親含む）により支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届 (引き続き養育する児童がいる場合は額改定届)
・銀行口座に変更があったとき (支店統廃合、口座名義を旧姓に戻した等)	変更届
・配偶者が 公務員 になったとき ・配偶者が 公務員 を退職したとき	変更届
・横浜市外に住む 配偶者が転居した とき ・配偶者が 国外から転入した とき ・別居(留学含む)していた 児童と同居を開始 するとき	変更届

【問合せ・請求書等の送付先】

〒231-8771 (住所不要です)

横浜市 こども青少年局 児童手当担当

TEL 045-641-8411 / FAX 045-641-8412

受付時間：午前9:00～午後5:00 (土・日・祝を除く)

児童手当



1 支給対象

- ・日本国内に住所を有し、中学校卒業までの児童*を養育している方。
(* 15歳に到達した日以降、最初の3月31日までの間にある児童)

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学生修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律**5,000円**を支給します。
(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます)

※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、**児童手当等は支給されません。**
これらの所得基準額については3ページをご覧ください。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3 支給月

原則として、毎年6月、10月、2月の15日頃にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

※認定を受けてからの支給となりますので、支給が上記支給月から遅れる場合があります。

4 受給するための手続き

横浜市で初めて手当を受ける方

(出生などにより新たに児童を養育する方や、市外から転入された方など)

(1) 認定請求書を提出してください。(添付書類が必要な場合があります)

- ・請求者(支給対象者)は、養育している児童の生計を維持する程度が高い方
(通常、所得の高い方)になります。

(2) 請求に必要なもの

- ・手当の支払を希望する金融機関名、支店名、普通預金の口座番号が確認できるもの(請求者名義の口座に限ります)。
(クレジットカード機能付きのキャッシュカードには名前がローマ字で書かれていますが、**銀行の口座名義はカタカナ**です。(外国人の一部を除く))
- ・請求者の**個人番号**及び**本人確認**ができるもの
(個人番号が確認できる書類(個人番号カード等)及び顔写真つき本人確認書類等)
- ・請求者本人の健康保険証(写) ※下記①～③に該当する方のみ。
①地方公務員等共済 ②国家公務員共済 ③その他共済組合員(私学教職員共済を除く)
(保険証(写)は被保険者等記号・番号等の部分を黒塗りするなどして、番号が見えないようにしてください)
- ・対象となる**児童と別居**している場合等は、**別途書類**が必要となります。

横浜市ですでに手当を受給している方で、出生などにより対象児童が増えた方

●額改定請求書を提出してください。

どちらの方も請求方法は「**電子申請**」、「**郵送**」または「**区役所の窓口**」です

- ・電子申請については で検索してください。
- ・請求書は区役所のほか、本市ホームページからもダウンロードできます。

5 その他

(1) 請求に関する注意点

- ・お住まいの市区町村へ請求し、認定された後、請求した月の**翌月分**から手当が支給されます。
- ・出生、転居等が月末で、やむを得ない理由により月内に請求ができなかった場合、**出生日・前住所地の転出予定日等の翌日から15日以内**に請求すれば、**出生日・転出予定日等の属する月の翌月分**から手当が支給されます。

- ・提出書類に不備等があった場合、支給が遅れる場合があります。
- ・請求月以前の分の手当をさかのぼって支給することはできません。
- ・**公務員**は勤務先に確認のうえ、支給元へ請求してください。
- ・**公務員**に採用され、勤務先からの支給に変わる場合は、勤務先に請求するとともに、市区町村に消滅届を提出してください。
- ・父母が離婚等により別居している場合は、審査の上、**児童と同居している方**に優先的に支給します。

(2) 児童手当等の継続について

- ・毎年6月以降に、横浜市にて住民票や前年の所得等を確認し、受給者が児童手当等を引き続き受給する資格があるかどうか審査します。
- ・離婚協議中で児童手当等の認定を受けた方など、一部の受給者(4ページに記載)は、毎年6月1日における状況を確認するため、現況届を提出する必要があります。(現況届の提出が必要な方には、横浜市から現況届を送付します)
- ・現況届が届いた方は、6月中に提出してください。提出されない場合、6月以降の児童手当等が支給されません。現況届未提出のまま2年経過すると、時効により受給資格が消滅します。

★児童の養育状況が変わっていない場合、これまで必要だった毎年の**現況届の提出は原則不要**になりました。(令和4年6月より)

(3) 所得基準額(所得制限限度額と所得上限限度額)

前年の所得が下記B以上の場合、児童手当等は支給されません。

その後所得がBを下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となります。

扶養親族等の人数 (前年12月31日時点の数)	A 所得制限限度額 これ以上、所得上限限度額未満だと 児童ひとりにつき月5,000円支給	B 所得上限限度額 これ以上だと 支給なし
	所得額(万円)	所得額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972

※扶養親族等が一人増えるごとに、原則38万円を加算。(4人以上も同様。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は、一人あたり44万円を加算)

※詳しくはお問合せください。